【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年９月30日
【発行者の名称】	株式会社アプライズ （UPraise,Inc）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　岩堀　克英
【本店の所在の場所】	東京都品川区北品川一丁目13番７号
【電話番号】	（０３）６３８８－０８３５（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長　行方　亜美
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの名称】	フィリップ・キャピタル証券株式会社
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番１号　虎ノ門ヒルズ森タワー
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	（０３）３６６６－２３２１（代表）
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社アプライズ http://upraise.pw/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１　ＴＯＫＹＯ ＰＲＯ Ｍａｒｋｅｔは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、ＴＯＫＹＯ ＰＲＯ Ｍａｒｋｅｔの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第３ ４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３　ＴＯＫＹＯ ＰＲＯ Ｍａｒｋｅｔにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、ＴＯＫＹＯ ＰＲＯ Ｍａｒｋｅｔにおいては、Ｊ―Ａｄｖｉｓｅｒが重要な役割を担います。ＴＯＫＹＯ ＰＲＯ Ｍａｒｋｅｔの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するＪ―Ａｄｖｉｓｅｒを選任する必要があります。Ｊ―Ａｄｖｉｓｅｒの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるＴＯＫＹＯ ＰＲＯ Ｍａｒｋｅｔに係る諸規則に留意する必要があります。

４　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第19期（中間）	第20期（中間）	第21期（中間）	第19期	第20期
会計期間		自2024年１月１日 至2024年６月30日	自2025年１月１日 至2025年６月30日	自2026年１月１日 至2026年６月30日	自2024年１月１日 至2024年12月31日	自2025年１月１日 至2025年12月31日
売上高	（千円）	302,856	315,453	336,208	620,763	660,530
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	△3,194	22,652	20,578	△2,846	22,884
中間（当期）純利益	（千円）	6,611	42,839	13,909	17,315	43,426
純資産額	（千円）	120,143	173,686	187,799	130,846	174,226
総資産額	（千円）	280,361	353,347	340,419	288,373	357,718
１株当たり純資産額	（円）	500.60	723.69	782.50	545.20	725.94
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）
１株当たり中間（当期）純利益	（円）	27.55	178.50	57.96	72.15	180.94
潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益	（円）	－	－	－	－	－
自己資本比率	（%）	42.9	49.2	55.2	45.4	48.7
自己資本利益率	（%）	5.6	28.1	7.7	13.9	28.5
株価収益率	（倍）	54.45	8.40	25.88	20.8	8.3
配当性向	（%）	－	－	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△687	51,376	2,888	16,951	36,574
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	69,644	△55	50,195	63,442	△99,965
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△3,750	△4,375	△9,044	△7,500	△8,167
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（千円）	152,840	207,474	133,009	160,528	88,970
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（人）	11 (319)	15 (292)	17 (307)	14 (325)	14 (317)

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

３．潜在株式調整後１株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

４．従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（派遣労働者契約者を含む。）は期中の平均人員を( )外数で記載しております。

５．第19期（中間）、第19期、第20期（中間）、第20期、第21期(中間)の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、監査法人シドーの監査及び中間監査を受けております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

従業員数（人）	17（307）

（注）１．当社は人材支援サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

２．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（派遣労働者契約者を含む。）は、当中間会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第３【事業の状況】

１【業績等の概要】

（１）業績

当中間会計期間における外国人の採用市場は、人手不足を背景に拡大が続き、制度面では新たな産業分野に対する特定技能の拡大が始まった一方、在留資格要件が厳格化しており、拡大と厳格化が同時進行している状況になっております。これは、人材サービスを提供する会社にとって、採用支援の価値が上がる“追い風”と運用の難易度が上がる“負担増”の状況にあります。

当中間会計期間において、派遣サービスでは新規顧客を獲得するタイミングで、社員数を増やし、安定した採用支援サービスを提供できたことで、順調に売り上げを得ました。また、既存顧客からは安定したリピート発注をいただいたことで、ほぼ予算通りの売上高となっております。一方で、管理費が増加したため営業利益は減益となっております。

これらの結果、売上高は336,208千円（前年同期比 6.6%増）、営業利益は16,564千円（同 22.1%減）、経常利益は20,578千円（同 9.2%減）、中間純利益は13,909千円（同 67.5%減）となりました。

（注）当社は人材支援サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（２）キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は133,009千円（前事業年度比44,039千円増加）となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動においては、2,888千円の資金流入（前年同期は、51,376千円の資金流入）となりました。これは主に、税引前中間純利益が20,578千円計上されたことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動においては、50,195千円の資金流入（前年同期は、55千円の資金流出）となりました。これは、主に投資有価証券の売却による収入が100,000千円あったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動においては、9,044千円の資金流出（前年同期は、4,375千円の資金流出）となりました。これは、長期借入金の返済による支出が9,044千円あったことによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

（1）生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

（2）受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

（3）販売実績

当中間会計期間における販売実績は次のとおりであります。なお、当社は人材支援サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

事業区分	当中間会計期間 （自　2026年１月１日 至　2026年６月30日）	前年同期比（%）
人材支援サービス事業（千円）	336,208	106.6
合計（千円）	336,208	106.6

（4）主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間 （自　2025年１月１日 至　2025年６月30日）		当中間会計期間 （自　2026年１月１日 至　2026年６月30日）	
	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
株式会社丸和運輸機関	99,875	31.7	116,632	34.7
株式会社紀文フレッシュシステム	75,338	23.9	80,806	24.0

３【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

４ 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2026年３月31日に公表した発行者情報に記載した「事業者のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

（１）事業の許認可について

当社の人材支援サービス事業は、「労働者派遣法（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律)」、「職業安定法」、「出入国管理及び難民認定法」、「宅地建物取引業法」等各種法令の法的規制を受けておりますが、とりわけ労働者派遣事業許可は、当社の主要な事業活動に必須の免許であります。

上記の法規制に基づく下表の許認可等が取消又はそれらの更新が認められない事由は発生しておりませんが、将来何らかの理由により、下記の許認可等が取り消され又は更新が認められない場合には、当社の事業活動に支障をきたすとともに、当社の経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について、当社の許認可、免許等の状況は以下の通りです。

許認可等の名称	許認可番号等/有効期間	規制法令	免許取消条項等
労働者派遣事業許可	派13-305951 2028年３月31日	労働者派遣法	第5条第1項
有料職業紹介事業許可	13-ユ-306908 2027年12月31日	職業安定法	第30条第1項
登録支援機関	19登-000419 2029年６月６日	出入国管理及び 難民認定法	第19条の32
宅地建物取引業者免許	東京都知事(１)第108029号 2027年7月1日	宅地建物取引業法	第5条 第66条

（２）J-Adviserとの契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しました。当社ではフィリップ・キャピタル証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2022年９月30日にフィリップ・キャピタル証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下、「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ・キャピタル証券株式会社（以下「乙」という。）は担当J-Adviser契約（以下、「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその連結会計年度の末日（連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日）に債務超過の状態である場合において（上場後３年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く)、１年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法第２条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算し１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のａ及びｂに定める書類に基づき行う。

ａ　次の（ａ）から（ｃ）の場合の区分に従い、当該（ａ）から（ｃ）に規定する書面

（ａ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ｂ）産競法第２条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

（ｃ）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

ｂ　本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のａないしｃの全てに該当するものをいう。

ａ　次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。

（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

（ｂ）前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

ｃ　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（ａ）又は（ｂ）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

（ａ）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（ｂ）上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やか上場される見込みのある株券等

ｂ　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

ｃ　甲が、前ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（③ｂの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ非上場会社を子会社化する株式交付、ⅲ会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅳ非上場会社からの事業の譲受け、ⅴ会社分割による他の者への事業の承継、ⅵ他の者への事業の譲渡、ⅶ非上場会社との業務上の提携、ⅷ第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅸその他非上場会社の吸収合併又はこれらⅰからⅷまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧有価証券報告書又は半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

ａ　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

ｂ　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を

導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）。

b　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。

c　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（甲が純粋持株会社である場合は、主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d　上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e　上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。

f　議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を１株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が東京証券取引所に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

①いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は 、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１ヵ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

②前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、１ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

③契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積もりによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

①財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は222,536千円で、前事業年度末に比べ34,292千円増加しております。現金及び預金の増加44,958千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は117,882千円で、前事業年度末に比べ51,592千円減少しております。投資有価証券の減少50,407千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は100,959千円で、前事業年度末に比べ21,828千円減少しております。未払法人税等の減少14,837千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は51,660千円で、前事業年度末に比べ9,044千円減少しております。長期借入金の減少9,044千円が変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は187,799千円で、前事業年度末に比べ13,573千円増加しております。当中間会計期間の中間純利益の計上による増加13,909千円が主な変動要因であります。

②経営成績の分析

「1【業績等の概要】　(1) 業績」に記載の通りであります。

③キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】　(2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第４【設備の状況】

１【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

２【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第５【発行者の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	中間会計期間末現在発行数（株）（2026年６月30日）	公表日現在発行数（株）（2026年９月30日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	960,000	720,000	240,000	240,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market（公表日現在）	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	960,000	720,000	240,000	240,000	－	－

（２）【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【ＭＳＣＢ等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2026年１月１日～2026年６月30日	－	240,000	－	40,000	－	－

（６）【大株主の状況】

2026年６月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
岩堀　克英	東京都目黒区	239,900	99.96
ジャパンサービスネットワーク株式会社	埼玉県所沢市	100	0.04
計	－	240,000	100.00

（注）株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年６月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　240,000	2,400	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	240,000	－	－
総株主の議決権	－	2,400	－

②【自己株式等】

該当事項はありません。

２【株価の推移】

【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2026年１月	２月	３月	４月	５月	６月
最高（円）	－	－	－	－	－	－
最低（円）	－	－	－	－	－	－

（注）１．最高、最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

２．2026年１月から６月については、売買実績がありません。

３【役員の状況】

前事業年度の発行者情報を公表日した2026年３月31日以降、本発行者情報の公表日までにおける役員の異動は次のとおりであります。

（１）取締役の状況

辞任取締役

役職名	氏名	辞任年月日
取締役　人材事業部長	吉嶋　博之	2026年６月30日

（２）異動後の役員の男女人数及び女性の比率

男性３名　女性１名（役員のうち女性の比率25%）第６【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「中間財務諸表規則」といいます。）に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

２．監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第３項の規定に基づき、当中間会計期間（2026年１月１日から2026年６月30日まで）の中間財務諸表について、監査法人シドーにより監査を受けております。

３．中間連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第５条第２項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして中間連結財務諸表は作成しておりません。

【中間財務諸表等】

（1）【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2025年12月31日)	当中間会計期間 (2026年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	88,051	133,009
売掛金	95,466	83,833
前払費用	2,569	3,767
預け金	919	－
その他	1,236	1,926
流動資産合計	188,243	222,536
固定資産		
有形固定資産		
車両運搬具	7,157	7,157
減価償却累計額	△3,402	△4,029
車両運搬具（純額）	3,754	3,127
有形固定資産合計	3,754	3,127
投資その他資産		
投資有価証券	99,828	49,420
関係会社株式	10,644	10,644
関係会社出資金	2,011	2,038
繰延税金資産	2,186	1,013
保険積立金	39,972	40,624
その他	11,077	11,013
投資その他の資産合計	165,720	114,755
固定資産合計	169,475	117,882
資産合計	357,718	340,419
負債の部		
流動負債		
買掛金	48	－
1年内返済予定の長期借入金	15,504	15,504
未払金	2,812	2,644
未払費用	60,415	53,568
未払法人税等	20,083	5,246
未払消費税等	16,989	15,225
契約負債	3,473	4,986
預り金	2,810	3,284
その他	650	500
流動負債合計	122,788	100,959
固定負債		
長期借入金	60,704	51,660
固定負債合計	60,704	51,660
負債合計	183,492	152,619
純資産の部		
株主資本		
資本金	40,000	40,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	134,272	148,182
利益剰余金合計	134,272	148,182
株主資本合計	174,272	188,182
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△46	△382
評価・換算差額等合計	△46	△382
純資産合計	174,226	187,799
負債純資産合計	357,718	340,419

②【中間損益計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自2025年１月１日 至2025年６月30日）	当中間会計期間 （自2026年１月１日 至2026年６月30日）
売上高	※１　315,453	※１　336,208
売上原価	224,538	246,056
売上総利益	90,915	90,152
販売費及び一般管理費	※２　69,657	※２　73,587
営業利益	21,257	16,564
営業外収益		
受取利息	25	559
助成金収入	722	342
生命保険解約返戻金	455	－
受取保険金	－	2,506
その他	469	946
営業外収益合計	1,672	4,354
営業外費用		
支払利息	277	340
営業外費用合計	277	340
経常利益	22,652	20,578
特別利益		
保険解約益	42,296	－
特別利益合計	42,296	－
税引前中間純利益	64,948	20,578
法人税、住民税及び事業税	25,362	5,324
法人税等調整額	△3,253	1,344
法人税等合計	22,108	6,668
中間純利益	42,839	13,909

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自　2025年１月１日　至　2025年６月30日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
		繰越利益剰余金					
当期首残高	40,000	90,846	90,846	130,846	－	－	130,846
当中間期変動額							
中間純利益		42,839	42,839	42,839			42,839
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					－	－	－
当中間期変動額合計	－	42,839	42,839	42,839	－	－	42,839
当中間期末残高	40,000	133,686	133,686	173,686	－	－	173,686

当中間会計期間（自　2026年１月１日　至　2026年６月30日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
		繰越利益剰余金					
当期首残高	40,000	134,272	134,272	174,272	△46	△46	174,226
当中間期変動額							
中間純利益		13,909	13,909	13,909			13,909
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					△336	△336	△336
当中間期変動額合計	－	13,909	13,909	13,909	△336	△336	13,573
当中間期末残高	40,000	148,182	148,182	188,182	△382	△382	187,799

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前中間会計期間 （自　2025年１月１日 至　2025年６月30日）	当中間会計期間 （自　2026年１月１日 至　2026年６月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	64,948	20,578
減価償却費	939	626
助成金収入	△722	△342
保険解約益	△42,296	－
賞与引当金の増減額（△は減少）	2,905	－
差入保証金償却額	128	63
受取利息及び受取配当金	△25	△559
支払利息	277	340
売上債権の増減額（△は増加）	△13,902	11,633
仕入債務の増減額（△は減少）	－	△48
契約負債の増減額（△は減少）	△2,126	1,512
未払消費税等の増減額（△は減少）	2,289	△1,764
保険積立金の増減額（△は増加）	150	△652
その他流動資産の増減額（△は増加）	△2,035	△2,208
その他流動負債の増減額（△は減少）	△1,437	△6,690
小計	9,094	22,489
利息及び配当金の受取額	25	559
利息の支払額	△277	△340
助成金の受取額	722	342
保険解約返戻金の受取額	42,296	－
法人税等の支払額	△484	△20,161
営業活動によるキャッシュ・フロー	51,376	2,888
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	－	△50,000
投資有価証券の売却による収入	－	100,000
関係会社出資金の払込による支出	－	△284
関係会社出資金の売却による収入	－	480
差入保証金の差入による支出	△55	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	△55	50,195
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△4,375	△9,044
財務活動によるキャッシュ・フロー	△4,375	△9,044
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	46,946	44,039
現金及び現金同等物の期首残高	160,528	88,970
現金及び現金同等物の中間期末残高	※　207,474	※　133,009

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

（２）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

車両運搬具については定率法によっております。

なお、耐用年数は６年です。

３．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等合理的な基準により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間会計期間末の残高はありません。

５．収益及び費用の計上基準

人材支援サービスは、派遣スタッフを顧客である企業等へ派遣する「労働者派遣事業」を行っております。人材支援サービスの履行義務は、当社と雇用契約を締結した派遣スタッフが派遣先企業に派遣され、契約で決められた期間にわたって、約束した派遣サービスを提供することであり、契約期間にわたり稼働時間の経過につれて充足されると判断し、稼働時間をもとに収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから２か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

６．中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（中間貸借対照表関係）

当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座貸越契約を締結しております。

当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 （2025年12月31日）	当中間会計期間 （2026年６月30日）
当座貸越極度額	80,000千円	80,000千円
借入実行残高	－	－
差引額	80,000	80,000

（中間損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益額であります。

※２　減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2025年１月１日 至　2025年６月30日）	当中間会計期間 （自　2026年１月１日 至　2026年６月30日）
有形固定資産	939千円	626千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

前中間会計期間（自　2025年１月１日　至　2025年６月30日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度期首株式数（株）	前中間会計期間増加株式数（株）	前中間会計期間減少株式数（株）	前中間会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	240,000	－	－	240,000
合計	240,000	－	－	240,000

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間（自　2026年１月１日　至　2026年６月30日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当中間会計期間増加株式数（株）	当中間会計期間減少株式数（株）	当中間会計期間末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	240,000	－	－	240,000
合計	240,000	－	－	240,000

２．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（中間キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間（自　2025年１月１日　至　2025年６月30日）	当中間会計期間（自　2026年１月１日　至　2026年６月30日）
現金及び預金勘定	121,901千円	133,009千円
預け金	85,573	－
現金及び現金同等物	207,474	133,009

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年12月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
（１）投資有価証券	99,828	99,828	－
（２）保険積立金	39,972	36,758	△3,214
資産計	139,801	136,587	△3,214
長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）	76,208	72,666	△3,541
負債計	76,208	72,666	△3,541

(*1)「現金及び預金」、「売掛金」、「預け金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)市場価格のない株式等は、上記には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	10,644
関係会社出資金	2,011

当中間会計期間（2026年６月30日）

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)投資有価証券	49,420	49,420	－
(2) 保険積立金	40,624	36,726	△3,898
資産計	90,045	86,146	△3,898
長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）	67,164	63,629	△3,534
負債計	67,164	63,629	△3,534

(*1)「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払費用」「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)市場価格のない株式等は、上記には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	10,644
関係会社出資金	2,038

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的な観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

（１）時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品

前事業年度（2025年12月31日）

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	99,828	－	－	99,828
負債計	99,828	－	－	99,828

当中間会計期間（2026年６月30日）

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	49,420	－	－	49,420
負債計	49,420	－	－	49,420

（２）時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2025年12月31日）

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
保険積立金	－	36,758	－	36,758
資産計	－	36,758	－	36,758
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）	－	72,666	－	72,666
負債計	－	72,666	－	72,666

当中間会計期間（2026年６月30日）

	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
保険積立金	－	36,726	－	36,726
資産計	－	36,726	－	36,726
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）	－	63,629	－	63,629
負債計	－	63,629	－	63,629

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

保険積立金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定長期借入金を含む）

借入契約ごとに分類した当該長期借入金の元利金を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

１．関係会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額　前事業年度10,644千円、当中間会計期間10,644千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

２．関係会社出資金

関係会社出資金（中間貸借対照表計上額　前事業年度2,011千円、当中間会計期間2,038千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

３．その他有価証券

前事業年度（2025年12月31日）

	種類	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	－	－	－
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	－	－	－
	② 社債	－	－	－
	③ その他	－	－	－
	(3) その他	－	－	－
	小計	－	－	－
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	－	－	－
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	－	－	－
	② 社債	99,828	99,900	△71
	③ その他	－	－	－
	(3) その他	－	－	－
	小計	99,828	99,900	△71
合計		99,828	99,900	△71

当中間会計期間（2026年６月30日）

	種類	中間貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	－	－	－
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	－	－	－
	② 社債	－	－	－
	③ その他	－	－	－
	(3) その他	－	－	－
	小計	－	－	－
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	－	－	－
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	－	－	－
	② 社債	49,420	50,000	△579
	③ その他	－	－	－
	(3) その他	－	－	－
	小計	49,420	50,000	△579
合計		49,420	50,000	△579

（資産除去債務関係）

前事業年度（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関連する差入保証金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

また、当事業年度末において差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は887千円であります。

当中間会計期間（自　2026年１月１日　至　2026年６月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上していないもの

本社オフィス等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃貸借契約に関連する差入保証金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該不動産賃貸借契約に係る差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当中間会計期間の負担に属する金額を費用に計上しております。

また、当中間会計期間末において差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は950千円であります。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、人材支援サービス事業を営んでおり、計上される収益は顧客との契約から生じる収益として識別しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、重要性が乏しいことから記載を省略しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「（重要な会計方針）４　収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、中間貸借対照表上「売掛金」として区別しております。

契約資産については、該当事項はありません。

契約負債は、主にサービスの提供前に顧客から受け取った対価であり、中間貸借対照表上「契約負債」として区分しております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩され、当中間会計期間に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額は3,473千円であります。

（単位：千円）

	当中間会計期間
顧客との契約から生じた債権（期首残高） 売掛金	95,466
顧客との契約から生じた債権（期末残高） 売掛金	83,833
契約資産（期首残高）	―
契約資産（中間期末残高）	―
契約負債（期首残高）	3,473
契約負債（中間期末残高）	4,986

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、契約期間が１年を超える契約がないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前中間会計期間（自　2025年１月１日　至　2025年６月30日）

当社の事業セグメントは、人材支援サービス事業のみの単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。

当中間会計期間（自　2026年１月１日　至　2026年６月30日）

当社の事業セグメントは、人材支援サービス事業のみの単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自　2025年１月１日　至　2025年６月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外への外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社丸和運輸機関	99,875	人材支援サービス事業
株式会社紀文フレッシュシステム	75,338	人材支援サービス事業

当中間会計期間（自　2026年１月１日　至　2026年６月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の90％を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外への外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社丸和運輸機関	116,632	人材支援サービス事業
株式会社紀文フレッシュシステム	80,806	人材支援サービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自　2025年１月１日　至　2025年６月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自　2026年１月１日　至　2026年６月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自　2025年１月１日　至　2025年６月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自　2026年１月１日　至　2026年６月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自　2025年１月１日　至　2025年６月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自　2026年１月１日　至　2026年６月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2025年１月１日 至　2025年12月31日）	当中間会計期間 （自　2026年１月１日 至　2026年６月30日）
１株当たり純資産額	725.94円	782.50円

１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2025年１月１日 至　2025年６月30日）	当中間会計期間 （自　2026年１月１日 至　2026年６月30日）
１株当たり中間純利益	178.50円	57.96円
（算定上の基礎）		
中間純利益（千円）	42,839	13,909
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る中間純利益（千円）	42,839	13,909
普通株式の期中平均株式数（株）	240,000	240,000

（注）潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（２）【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年9月25日

株式会社アプライズ
取締役会　御中

監査法人シドー
横浜事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　[redacted]

指定社員
業務執行社員　公認会計士　[redacted]

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例128条3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプライズの2026年1月1日から2026年12月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アプライズの2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上